

5 消安第 1479 号
令和 5 年 7 月 4 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 野村 哲郎
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号。以下「法」という。）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第3号の規定に基づき、下記事項に係る法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の2の規定に基づき、次の飼料添加物の安全性についての確認を行うこと

JPBL011 株を利用して生産された α -アミラーゼ



JPBL011 株を利用して生産された α -アミラーゼに係る 食品健康影響評価について

1. 趣旨

「JPBL011 株を利用して生産された α -アミラーゼ」については、令和 4 年 7 月 5 日付けでノボザイムズ ジャパン株式会社から組換え DNA 技術応用飼料添加物の安全性確認の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品の概要

本申請品目は、*Bacillus licheniformis* Ca63 株を宿主として、 α -アミラーゼの生産効率を高めるため、*Geobacillus stearothermophilus* ATCC7953 株由来の α -アミラーゼ遺伝子に改変を加えた α -アミラーゼ遺伝子が導入された生産菌 JPBL011 株によって生産される。

3. 酵素の機能

α -アミラーゼは、飼料中に含まれるでんぷんのグルコシド結合を加水分解してオリゴ糖や二糖類を産生する。

4. 利用目的及び利用方法

本申請品目は、既存の α -アミラーゼと利用目的や利用方法に関して相違は無い。なお、 α -アミラーゼは飼料中に含まれるでんぷんの利用効率を高めるため、豚、家禽（鶏）及び牛用の飼料に添加して利用される。

5. 海外の状況

米国及び EU などにおいて、飼料添加物として承認・販売されている。

6. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官庁報告等の手続きを進める。